

介護保険制度が変わります

問福祉課介護班

☎84-1257

令和3年7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額(月額)
現役並み所得者 同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人	世帯44,000円
一般	世帯44,000円
住民税非課税世帯等	世帯24,600円
・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金受給者	個人15,000円
・生活保護受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護受給者とならない場合	個人15,000円 世帯15,000円



令和3年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額(月額)
課税所得約690万円以上	世帯140,100円
課税所得約380万円以上～課税所得約690万円未満	世帯93,000円
課税所得約145万円以上～課税所得約380万円未満	世帯44,000円
一般	世帯44,000円
住民税非課税世帯等	世帯24,600円
・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金受給者	個人15,000円
・生活保護受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護受給者とならない場合	個人15,000円 世帯15,000円

高額介護サービス費の自己負担限度額の一部が変わります

介護保険制度では、同じ月に利用した利用者負担が一定額(所得などに応じた区分)を超えた場合、超えた部分について高額介護サービス費として支給を受けることができます。

8月利用分から現役並み所得者の収入要件や上限額(月額)が変わります。

令和3年8月からの基準費用額(1日当たり)

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円(1,171円)	377円(855円)	1,445円

※この金額は基準ですので、実際の費用は施設により異なります。
※()内の金額は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した時のものです。

令和3年8月からの利用者負担段階と負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階	負担限度額(1日当たり)	居住費等				食費		
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス	
第1段階	・世帯全員(別世帯の配偶者を含む。)が住民税非課税で、高齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	かつ、預貯金等が単身の場合1,000万円以下 夫婦の場合2,000万円以下	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員(別世帯の配偶者を含む。)が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額(非課税年金を含む。)が80万円以下の人	かつ、預貯金等が単身の場合650万円以下 夫婦の場合1,650万円以下	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階①	世帯全員(別世帯の配偶者を含む。)が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額(非課税年金を含む。)が80万円超120万円以下の人	かつ、預貯金等が単身の場合550万円以下 夫婦の場合1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	世帯全員(別世帯の配偶者を含む。)が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額(非課税年金を含む。)が120万円超の人	かつ、預貯金等が単身の場合500万円以下 夫婦の場合1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※()内の金額は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用したときのものです。

施設入所等の居住費・食費の負担軽減の支給基準が変わります

施設入所などにかかる費用のうち、居住費と食費は原則自己負担ですが、住民税非課税世帯の方は申請により負担が軽減されます。

8月から利用者負担段階の第3段階の細分化や預貯金等の金額の要件が変わります。また、負担限度額(1日当たり)のうち、食費が一部変わります。

介護保険料の減免制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が、前年より一定程度減少する見込みがあり、介護保険料を納めることが難しい方は、申請により、介護保険料が減免される場合があります。



詳しくは、福祉課介護班までお問い合わせください。

問福祉課介護班
☎(84)1257